

大通達甲（生企）第1号
平成16年2月13日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定等の趣旨、要点及び留意事項について（依命通達）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号。以下「法」という。）及び特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令（平成15年政令第355号。以下「令」という。）のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が施行され、また、法第7条の規定に基づき、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準（平成16年国家公安委員会告示第1号。以下「告示」という。）が平成16年4月1日から施行されることとなった。

法及び令のうち今回施行される部分及び告示の趣旨、要点及び留意事項は下記のとおりであるので、運用に誤りのないようしてください。

記

1 指定建物錠の防犯性能の表示（法第7条及び令第3条関係）

（1）趣旨

建物への侵入の防止を図るためには、特殊開錠用具の所持等の禁止と併せて、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進することが必要かつ効果的である。

現状においても、防犯性能の高い建物錠が普及しつつあるが、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法についての統一的な定めを規定する法制度が存在せず、国民にとって、防犯性能の観点から建物錠の製品を選択する指標がなく、その結果、建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が防犯性能の高い建物錠を開発し、又は輸入したとしても、国民の購買行動に直ちには結び付かないこととなるため製造業者等が防犯性能の高い建物錠を開発し、又は輸入する動機付けが乏しい状況にある。

そこで、法第7条においては、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法等についての統一的な定めを設ける制度を創設し、これによって建物錠の製品選択の指標を設け、もって市場原理を機能させることにより、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進しようとするものである。

（2）要点

ア 指定建物錠

法第7条により、「指定建物錠」とは、「建物錠（その部品を含む。以下同じ。）のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの」とされているが、「防犯性能の向上を図ることが特に必要」であるか否かは、いずれの種類の建物錠が特殊開錠用具又は指定侵入工具による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているのかという侵入犯罪の実態から判断されることとなる。法第7条を受けた令第3条においては、「指定建物錠」として、「シリンダー錠」、「シリンダー」及び「サムターン」の3種類を規定しているが、これらはいずれも、ピッキング用具、サムターン回し等による被害の直接的対象となり、侵入犯罪を多発させているものであるとともに、それぞれが製品として市場に流通しているものである。令第3条各号の意義は、次のとおりである。

（ア）第1号関係

「シリンダー錠」とは、固定された外筒と回転できる内筒（シリンダーをいう。以下同じ。）から成り、内筒のかぎ穴にかぎを差し込み回転させることにより施解錠する錠をいう。

（イ）第2号関係

「シリンダー」とは、錠の部品のうち回転できる内筒のことであり、かぎ穴にかぎを差し込み、これを回転させることにより錠を施開錠させることができるものをいう。

（ウ）第3号関係

「サムターン」とは、錠のかんぬきの開閉を行うためのつまみをいう。

イ 指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準

法第7条により、国家公安委員会は、指定建物錠の種類ごとに法第7条第1号に定める「指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）が表示すべき事項」及び同条第2号に定める「表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項」を告示することとされている。これを受け、国家公安委員会が告示したものが、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準であり、その概要は次のとおりである。

（ア）表示すべき事項（告示第2条関係）

シリンダー錠、シリンダー、サムターンという指定建物錠の種類ごとに、耐ピッキング性能、耐かぎ穴壊し性能、耐サムターン回し性能等といった防犯性能等を表示することとされた。

（イ）表示の内容及び方法（告示第3条関係）

a 表示の内容（第1項関係）

表示の内容は、指定建物錠の型式ごとに定められた試験方法（告示別表第1）により行った試験の結果に基づいて、各防犯性能ごとに「5分未満」、「5分以上」、「あり」、「なし」などとする事とされた。いずれの防犯性能試験においても「5分」を一つの目安とされているが、これは「窃盗犯のうち約7割が侵入するのに5分以上の時間がかかれば侵入をあきらめる」という調査結果を基にされたものである。

また、耐ピッキング性能及び耐かぎ穴壊し性能について3区分の基準が設けられた

のは、最終消費者たる国民に対して製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨及び現在市場に流通する建物錠の防犯性能等を踏まえ、3区分を設ける必要があると判断されたことによるものである。

他方、耐サムターン回し性能及び耐カム送り解錠性能については、5分間の防犯性能試験を行っても解錠できないものは、サムターン回し又はカム送り解錠に対する構造的な弱さを有していないと判断できることから、「あり」又は「なし」の2区分とされたものであり、「耐こじ破り性能」については、製品を選択する指標を提供するという法律の趣旨に照らせば3区分設けるべきところ、耐こじ破り性能が錠の防犯性能だけでなくドアの防犯性能にも左右されること、耐こじ破り試験を行った場合に5分以上開錠しない製品があるかどうか不明なことなどを勘案して、当面「あり」又は「なし」の2区分とすることとされたものである。

b 表示の方法（第2項関係）

表示の方法は、当該指定建物錠に表示すべき事項を記載した紙片を貼付し、又はその容器、包装若しくは取扱説明書その他の当該指定建物錠に添付する文書に記載するなど建物錠の最終消費者等が防犯性能等を確実に知ることができる方法で行わなければならないこととされた。

(ウ) 帳簿への記載等（告示第4条関係）

告示別表第1に規定する試験方法に基づいた試験を実施したのかどうかを事後的に確認できるようするため、試験に関する事項を記載した帳簿を主たる事務所に作成して備え付け、試験の終了後10年間保存しなければならないこととされた。

(3) 留意事項

指定建物錠の防犯性能に関する表示制度は、平成16年4月1日から施行されることから、本制度の趣旨、内容等について広く県民に対し、積極的な広報啓発を実施すること。

2 表示に関する勧告及び命令（法第8条関係）

(1) 趣旨

法第7条により、国家公安委員会は、建物錠の製造業者等が指定建物錠の防犯性能に関し表示すべき事項等を告示することとされたが、建物錠の製造・輸入業者が当該告示に従わなければ、建物錠の防犯性能の表示に関し、表示すべき事項や表示方法等についての統一的な制度を創設したことの意義が失われる。そこで、法第8条は、国家公安委員会は、告示されたところに従って表示をしていない指定建物錠の製造・輸入業者に対し、告示に従って表示をすべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない製造・輸入業者に対する命令の制度を設けるものである。

(2) 要点

「告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるとき」とは、そもそも防犯性能に関する表示していない場合、告示に定める試験方法により行った試験の結果に基づいて適正な表示をしていない場合等が挙げられる。

また、法第8条第2項に基づく国家公安委員会の命令違反に対しては、法第17条により、

100万円以下の罰金に処せられることとなる。

(3) 留意事項

地域住民等から告示に従っていない表示に関する情報を把握した場合は、速やかに生活安全全部生活安全企画課に通報すること。

3 報告及び立入検査（法第12条（第2項を除く。）関係）

国家公安委員会が、法第8条の規定による勧告及び命令の措置を適正かつ効果的に実施するため、このような措置の対象となる製造業者等に対して措置の前提となる事実関係について調査を行う権限を付与するものである。

（生活安全・ストーカー対策係）